

## 壬生町町民活動支援センター利用者協議会規約（案）

### （名称）

第1条 本会は、壬生町町民活動支援センター（以下「みぶりん」という。）利用者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### （事務所）

第2条 協議会の事務所をみぶりん（壬生町大字壬生甲3843番地1）内に置く。

### （目的）

第3条 協議会は、みぶりんの登録個人・団体（以下「登録団体等」という。）の親睦と交流を推進するとともに、みぶりんと連携を図り壬生町のまちづくり活動の推進に寄与することを目的とする。

### （事業）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 登録団体等の親睦や交流を推進するための企画及び運営を行う。
- (2) みぶりんの運営や事業への協力及び支援を行う。
- (3) 情報の収集、提供、交換を行う。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

### （会員）

第5条 協議会は、みぶりんの登録団体等をもって構成する。

### （会議）

第6条 会議は、全体会議と役員会とする。但し、必要に応じて分野別会議を開くことができる。

### （全体会議）

第7条 全体会議は年1回、会長が招集する。

- 2 全体会議は、役員及び会員で構成する。全体会議は、会員の意見を集約し、第4条に掲げる役割を果たすための協議会の意思を決定する場とする。
- 3 全体会議は、会員及び事務局が必要と認める場合は、役員会で協議の上、臨時に開催することができる。
- 4 全体会議は、出席者の過半数をもって可決する。

### （役員会）

第8条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会は、会長、副会長、理事、会計、監事で構成する。
- 3 役員会は、協議会の運営について全体会議で決定する内容の素案を作成する場とするほか、必要な事項について相談・協議する。
- 4 役員会は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって可決する。

(役員)

第9条 協議会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名

(役員の選出)

第10条 会長、副会長は理事の互選とする。

2 理事は、会員をあらかじめ区分した分野別から選任するものとし、その数は別に定めたものとする。

3 会計及び監事は、会員の中から選任する。

(役員の職務)

第11条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。ただし、会長の選出においては、出席者の中から推薦された者が議長を代理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、第4条に掲げる事業を推進するための意見、提案、情報等について意見を述べる。また、分野別会議等で提案された事項について情報交換、相談する。

4 会計は、協議会の経理にあたる。

5 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げないが、その場合においても2期4年までとする。

2 補充または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第14条 協議会の経費は、補助金、寄付金及びその他をもってあてる。

(事務局)

第15条 協議会の庶務は、みぶりんで行う。

(委任)

第16条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議の上決定して

いくものとする。

附 則

1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

別表

理事の分野別選任数について

利用者協議会規約第10条第2項の規定による、理事の選任数は次のとおりとする。

分 野 别 区 分	理事選任数
「高齢者・障害者福祉の増進」 「介護施設等」	4人程度
「子供の健全育成・社会教育の促進など」 「まちづくりの推進・福祉の増進」 「人権擁護」 「災害救援」 「地域安全」 「消費者保護」	4人程度
「学術・文化・芸術・スポーツの振興」 「健康・医療・福祉の増進」	3人程度
「環境の保全・子供の自然体験」 「花・植物によるまちづくり」	2人程度
「自治会」 「子供会・育成会」 「コミュニティ・連合会等」 「自主防災会」	3人程度
合 計	16人程度